

広島県告示第七百八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次のとおり指定医療機関の名称を変更した旨の届出があった。

平成二十三年七月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称		所 在 地	変 更 年 月 日
新	旧		
木岡産婦人科・きおか皮膚科クリニック	木岡産婦人科・きおか皮膚科クリニック	呉市焼山中央二丁目五番七号クリニックモールリフレ二階	平成二十三年六月二二日
康仁薬局広本町店	くるみ薬局広本町店	呉市広本町三丁目一二番一 一号	平成二十三年六月一日